

## 環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉参加に関する意見書

環太平洋連携協定（ＴＰＰ）交渉について、安倍晋三総理大臣はかねてから、「我が党の公約に明記したとおり、聖域なき関税撤廃を前提にする限り、ＴＰＰ交渉には参加しない」と明言していた。

この方針を基にオバマ米国大統領との日米首脳会談に臨み、去る２月２２日に、ＴＰＰ交渉への日本の参加について、「一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する」との共同声明が出されたところである。

また、共同声明は、全ての物品を交渉の対象とする一方、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった、両国ともに２国間貿易上の関税撤廃の例外にしたい品目が存在し、最終的な結果は交渉の中で決まるとも言及している。

しかしながら、関税撤廃から除外される聖域とはどこからどこまでなのか、また、聖域全てを守ることができるのかなど不明な点が多く、国民に対し十分な情報が提供されていない。

地方においては、共同声明発表後もなお農林水産業をはじめ医療、保険などさまざまな分野への影響を懸念する声が多く上がっている。

よって、国においては、国民のＴＰＰ交渉参加への不安を払拭するため、次の事項が講じられるよう強く要請する。

- 1 国民への交渉参加に係る十分な情報提供を行い、国民的合意形成に努めるとともに、交渉参加の判断は慎重に行うこと。
- 2 交渉参加の判断を行う場合は、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を関税撤廃の例外とするなど、国益をどう守るのかについて明確な方針を示すこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２５年３月１４日

徳島県議会議長 杉 本 直 樹